

大磯町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

大磯町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年大磯町条例第9号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「法人」の次に「又は病床を有する診療所を開設している者（看護小規模多機能型居宅介護に係る指定の申請に限る。）」を加える。

第6条第1号中「定める者」の次に「（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。）」を加える。

第17条中「介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第47条第1項中「定める者」の次に「（施行規則第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。）」を加える。

第60条の9第6号中「法第5条の2」を「法第5条の2第1項」に改める。

第60条の20の3中「指定地域密着型通所介護従業者」を「地域密着型通所介護従業者」に改める。

第60条の27第1項中「重要事項に関する規定」を「重要事項に関する規程」に改める。

第62条第1項中「特定施設」の次に「をいう。（以下この条において同じ。）」を加え、「指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）」を「指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成30年9月3日提出

大磯町長 中 崎 久 雄